

令和8年2月27日改訂



(Defense Security Gateway)

# 防衛セキュリティゲートウェイサービス加入要領

## (防衛関連企業向け)

防衛装備庁長官官房総務官付情報システム管理室

## 目次

1. 使用する用語	.....	2
2. 加入の要件	.....	4
3. 加入の手続き	.....	5
4. 加入申請内容の変更	.....	10
5. その他の申請（加入申請と同時に行う可能性のあるもの）	.....	11
6. お問い合わせ先	.....	13

## 1. 使用する用語

この要領で使用する主な用語の定義は次のとおりです。

#	用語	定義
1	防衛セキュリティゲートウェイ	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）第2項第1号に規定する保護すべき情報を、防衛省と当該契約を履行する防衛関連企業の間で、電子データの形で共有することを可能とする通信基盤をいう。
2	防衛セキュリティゲートウェイサービス	防衛装備庁との契約に基づき、事業者が提供するサービスをいう。
3	加入	防衛関連企業において、防衛セキュリティゲートウェイサービスを利用するために必要な企業内の利用環境を整備し、その整備状況について防衛装備庁の確認を得るまでの一連の手続きをいう。
4	加入（希望）企業	防衛セキュリティゲートウェイサービスを利用する（利用を希望する）防衛関連企業をいう。
5	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準	契約に基づき企業において取り扱われる「保護すべき情報」の管理に適用するため、情報セキュリティ対策、組織的セキュリティ対策、物理的セキュリティ対策などの対策を網羅的に定めたものであり、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」が付された契約を締結した防衛関連企業にたいし、対策の実施を求める根拠となる基準をいう。
6	保護システム管理者	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準第5第2項第2号イ（ア）に規定する保護システム管理者をいう。
7	サービス提供事業者	防衛セキュリティゲートウェイサービスを提供する事業者をいう。

#	用語	定義
8	取扱施設等	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準（情報セキュリティ通達別添「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ確保に関する特約条項」第2条第1号で引用する装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準をいう。）第2第25号に規定する取扱施設等をいう。
9	利用端末	防衛セキュリティゲートウェイサービスを利用するための電子計算機端末をいう。

## 2. 加入の要件

防衛セキュリティゲートウェイサービスへの加入に当たっては、次の4つの要件を全て満たす必要があります。

#	要件	細部
1	実績等	加入希望企業において、防衛セキュリティゲートウェイサービスの利用が可能な契約の履行に従事することが十分に見込まれることが確認できること。
2	設備	加入希望企業において、防衛セキュリティゲートウェイサービスの利用区画（以下「拠点」という。）として、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準第8に準拠した取扱施設等を整備すること。（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第9条第5項に基づき、事業契約の提出により現行基準への移行が猶予された場合はこの限りではない。）
3	機器	(1) 防衛装備庁が指定（防衛装備庁ホームページに掲載）する仕様を満たす所要の機器を用意し、前号に示す拠点内に設置できること。 (2) 当該機器が装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準における保護システムの構成品となること及び、設計/開発/運用の全ての工程において「セキュリティエンジニアリングの原則」に基づき、セキュリティを確保する必要があることに留意した上で、仕様を満たす機器を選定すること。
4	拠点地域	拠点は、日本国内に所在するものであること。

### 3. 加入の手続き

防衛セキュリティゲートウェイサービスへの加入を希望する企業は、上記の加入の要件を全て満たすことを確認の上、次に示す①～⑦の手続きを行ってください。

	プロセス	概要	実施者	企業の 立ち会い要否
加入申請	① 加入申請書の提出	申請書様式の提出	加入希望企業	
	② 利用端末等設置場所の確認（自己点検）	DSGを利用する施設を基準に従い適切に準備しているかを確認するためのチェックリストを用いた自己点検	加入希望企業	
環境整備	③ 回線敷設のための現場調査※	回線引き込みの可不可や付帯工事の有無等についての調査	DSGが手配する工事業者	●
	④ 回線敷設工事※	回線敷設工事	DSGが手配する工事業者	●
	⑤ 通信ルータの設置（右のいずれか）	通信ルータ（有線）の設置	DSGが手配する工事業者	●
		モバイル接続ルータの設置	加入希望企業	
	⑥ 端末セットアップ	ソフトウェアのインストール等利用端末の準備	加入希望企業	
	防衛セキュリティゲートウェイサービス（DSG）への接続テスト	ルータを介したDSGへの接続確認	サービス提供事業者	●
	⑦ 最終現地確認	すべての利用環境が揃ったことの確認	防衛装備庁	●

※モバイル接続ルータの設置の場合、③及び④のプロセスは省略となります。

## ① 加入申請書の提出

保護システム管理者は、防衛装備庁ホームページに掲載された加入申請書の様式に必要な事項を記載し、同意事項等の確認及び回答の上、提出してください。

### 【提出する書類】

- ・ 防衛セキュリティゲートウェイ加入（変更）申請書
- ※ 複数の拠点に通信ルータを設置する場合は、拠点ごとに加入（変更）申請書」を提出してください。
- ・ 地方防衛局等防衛省の機関が行った情報セキュリティ監査の結果通知書（保有している場合のみ。複数ある場合は最新版を添付。）又は防衛事業適合事業者制度による認証の証跡あるいは防衛事業適合事業者契約書の写し
- ・ 防衛セキュリティゲートウェイサービスの利用が可能な契約への従事の実績や見込み等を証する資料

### 【提出要領】

提出書類一式をPDF形式で添付した電子メールにて、下記の電子メールアドレスに送付してください。送付に当たっては、添付ファイルにパスワードを設定するものとし、パスワードは別の電子メールで送付してください。

**送付先電子メールアドレス：** [dsg-atla@atla.mod.go.jp](mailto:dsg-atla@atla.mod.go.jp)

### 【その他】

加入申請書に必要な事項を記入すると、別シートに加入完了（利用開始）までのスケジュール表が自動生成されます。原則として、加入申請書提出以降はこのスケジュールに沿った対応をお願いします。

特段の理由があり、自動生成されたスケジュール表どおりでは対応が難しい場合は、加入申請書の自由記述欄に要望として記載をお願いします。



## ② 利用端末等設置場所の自己点検

加入申請書の提出後、取扱施設等の物理的及び環境的セキュリティ対策の実施状況の確認のため、チェックリストを用いた自己点検を行っていただきます。

### 【実施方法】

防衛装備庁ホームページよりチェックリストをダウンロードの上、各点検事項について確認結果を記載し、必要な証跡とともに情報システム管理室に提出してください。

ホームページ URL：<https://www.mod.go.jp/atla/dsg/yoshiki.html>

※次頁に続く。

※前頁から続き

【現地確認結果の通知】

利用端末等設置場所の確認の終了後、防衛装備庁情報システム管理室から加入希望企業の保護システム管理者に対し、確認結果通知書を発行します。

【その他】

- (1) 情報システム管理室による利用端末等設置場所の確認の結果、不備等が指摘され、改善が必要と判断された場合、保護システム管理者は、必要な改善措置を講じてください。この場合において必要な場合は、自己点検の上チェックリストを再提出いただきます。
- (2) 加入申請書の提出時点において、それ以前に契約に基づき受検した地方防衛局等防衛省の機関の情報セキュリティ監査の結果又は地方防衛局等防衛省の機関が行った情報セキュリティ監査の結果通知書又は防衛事業適合事業者制度による認証の証跡あるいは防衛事業適合事業者契約書の写しを保有しており、その内容が現地確認の目的を達成していると防衛装備庁情報システム管理室が認める場合は、当該監査結果の書類を提出することにより、現地確認を実施したものとみなします。



### ③ 回線敷設のための現場調査

(モバイル接続ルータ設置の場合は本プロセス省略)

利用端末設置場所の現地確認後、加入希望企業の拠点まで専用回線を敷設する工事を行います。これに先立ち、配線のルート及び当該ルートの敷設する場合に必要な作業内容を判断するための現地調査を行います。

この調査はサービス提供事業者が行いますので、同事業者からの連絡に基づき、必要な準備、立ち会い等をお願いします。

また、現地調査の結果、加入希望企業の所在地において付帯工事が必要になった場合は、加入希望企業において実施していただくことになります。

(現地調査及び拠点までの回線敷設工事に関しては、加入希望企業の負担はございません。)



### ④ 回線敷設工事

(モバイル接続ルータ設置の場合は本プロセス省略)

現地調査で確定した内容に基づき、回線敷設工事を行います。

工事はサービス提供事業者が行いますので、同事業者からの連絡に基づき、必要な準備、立ち会い等をお願いします。



## ⑤ 通信ルータの設置

### 【通信ルータ（有線）の場合】

回線敷設工事終了後、防衛セキュリティゲートウェイサービスへの接続に必要な通信ルータを設置します。

設置作業はサービス提供事業者が行いますので、同事業者からの連絡に基づき、必要な準備、立ち会い等をお願いします。

### 【モバイル接続ルータの場合】

加入希望企業において、手順書をもとに設置作業を行っていただきます。



## ⑥ 端末セットアップ、防衛セキュリティゲートウェイサービスへの接続テスト

### 【利用端末のセットアップ】

保護システム管理者は、サービス提供事業者から別に送付されるメディア（DVD-ROM）及びセットアップ手順書に基づき、利用端末への既定ソフトウェアのインストール等のセットアップ及び各種設定を行ってください。利用端末セットアップ後はデータ消去サービスが有効化されるため、セットアップ以前に利用端末に保護すべき情報を含むデータが存在する場合には、加入希望企業の責任においてデータの退避を行ってください。

### 【アカウント情報の受領】

保護システム管理者に対し、サービス提供事業者が加入申請書に基づき作成したアカウント情報を送付しますので、受領をお願いします。

### 【静脈認証登録】

保護システム管理者又は保護システム管理者が指定する者は、防衛セキュリティゲートウェイサービスへの接続確認を行うために必要となる静脈認証の登録作業を行ってください。（静脈認証の登録作業は、登録場所（東京都新宿区）に来訪しての登録とリモート（遠隔）による登録のいずれかを選択いただけます。）

### 【接続確認】

保護システム管理者等は、静脈認証登録完了後、受領したアカウント情報、パスワード及び静脈認証を用いて、接続確認用画面へアクセスできることを確認してください。



## ⑦ 最終現地確認

保護システム管理者は、全ての利用端末での接続テストの完了後、防衛装備庁による最終現地確認を受けなければなりません。

※次頁に続く。

※前頁から続き

【最終現地確認実施の依頼】

保護システム管理者は、利用端末の接続確認完了後、利用端末の接続確認完了報告書及び最終現地確認依頼書を記載の上、指定する電子メールアドレス宛に送付してください。

【実施方法】

日程調整後、防衛装備庁情報システム管理室の職員が取扱施設等を訪問し、最終現地確認を行います。確認する内容については、あらかじめ加入希望企業に対しチェックリストを送付します。

確認内容として、最終現地確認までに実施した各種作業（回線敷設工事、通信ルータ設置等）や、取扱施設等の整備の完了を確認するとともに、防衛セキュリティゲートウェイサービスの利用に先立ち、ハードウェア及びソフトウェアが適切に導入及び接続されているかがありますが、その他、②利用端末設置場所の現地確認において確認ができなかった項目もこの段階で確認します。

【加入希望企業の対応】

加入希望企業の保護システム管理者は、最終現地確認の日程調整、最終現地確認当日の立ち会いや必要な説明をお願いします。その他、当該拠点や施設等への立ち入りのために手続きが必要な場合は、必要な事項について事前に防衛装備庁情報システム管理室にご連絡ください。

【最終現地確認結果の通知】

最終現地確認の終了後、防衛装備庁情報システム管理室から保護システム管理者に対し、加入完了通知書を発行します。

【その他】

最終現地確認の結果、不備等が指摘され、その改善が必要と判断された場合、保護システム管理者は、必要な改善措置を講じてください。この場合において必要な場合は、あらためて現地確認を行います。

※ ①～⑦の手続きに、おおよそ5か月必要となります。防衛セキュリティゲートウェイサービスを利用したい契約の締結時期に間に合うよう、手続きに要する期間に余裕を持って準備を進めてください。

※ ④～⑦の手続きは、速やかな加入手続き完了のため、同一个月内に実施していただくことを想定し、計画を立てていただけるよう、ご協力よろしく申し上げます。

## 4. 加入申請内容の変更

防衛セキュリティゲートウェイサービスへの加入後、利用申請書の記載内容に変更が生じた場合は、次のとおり変更の手続きを行ってください。

### ① 変更の申請が必要となる場合

- 加入申請を行った拠点や取扱施設等に係る情報の変更（レイアウト変更、移転及び取扱施設の増設等）が生じた場合
- 加入申請により登録した情報の変更（会社名や拠点名、連絡先等の基本情報の変更等）が生じた場合

### ② 変更手続き

保護システム管理者は、防衛装備庁のホームページに掲載された加入申請書の様式（変更の申請の様式を兼ねています。）に必要事項を記載し、提出してください。

#### 【提出する書類】

- ・ 防衛セキュリティゲートウェイ加入（変更）申請書
- ・ 地方防衛局等防衛省の機関が行った情報セキュリティ監査の結果通知書（必要な場合のみ。）
- ・ 上記のほか、変更内容を証する書類

#### 【提出要領】

提出書類一式をPDF形式で作成し、防衛セキュリティゲートウェイポータルサイトの「申請書等格納サイト」に格納の上、下記の電子メールアドレスに、資料を格納した旨を連絡してください。

**送付先電子メールアドレス：** [dsg-atla@atla.mod.go.jp](mailto:dsg-atla@atla.mod.go.jp)

#### 【その他】

変更内容に応じて、防衛装備庁情報システム管理室又はサービス提供事業者から必要な対応や提出する書類を依頼することがあります。

## 5. その他の申請（加入申請と同時に行う可能性のあるもの）

必要な場合は、以下に示す申請も合わせて行ってください。

参考資料：DSG 広報ホームページ [「申請に係る手順とメールテンプレート」](#)

### ① 利用端末の登録・削除申請

保護システム管理者は、加入時に準備した利用端末の登録又は加入後に利用端末を追加又は減設する場合、防衛装備庁のホームページに掲載された利用端末の登録・削除申請書に必要な事項を記載し、提出してください。

#### 【提出する書類】

- ・ 利用端末の登録・削除申請書

#### 【提出要領】

提出書類を E x c e l 形式で作成し、次のいずれかの方法で提出してください。

- 防衛セキュリティゲートウェイポータルサイトの「申請書等格納サイト」に格納の上、下記の電子メールアドレスに、資料を格納した旨を連絡する。
- 電子メールにて下記の電子メールアドレスに送付する。（フォルダへの格納ができない場合に限る。）

なお、電子メールにて提出する場合、加入申請書の提出に準じてパスワード設定及び連絡を行ってください。

**送付先電子メールアドレス：** contact-dsgapply@cs.jp.fujitsu.com

#### 【その他】

利用端末の廃棄を行う場合は、保護システム管理者は装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準第 6 第 6 項第 3 号及び同第 4 号に基づき適切な措置を行わなければならないことに留意してください。

### ② ソフトウェアインストール・アップデート申請

保護システム管理者は、サービス提供事業者から提供される導入必須ソフトウェア及びインストール可能なソフトウェア一覧（いわゆるホワイトリスト。セットアップ時のメディアに格納。）に記載されているもの以外の独自のソフトウェアをインストール又はアップデートする必要がある場合、防衛装備庁のホームページ若しくはマニュアル・様式サイトに掲載された利用端末に対するソフトウェアインストール・アップデート申請書を防衛装備庁情報システム管理室に提出し、了承を得てください。

※次頁に続く。

※前頁から続き

**【提出する書類】**

- ・ 利用端末に対するソフトウェアインストール・アップデート申請書

**【提出要領】**

提出書類を E x c e l 形式で作成し、次のいずれかの方法で提出してください。

- 防衛セキュリティゲートウェイポータルサイトの「申請書等格納サイト」に格納の上、下の電子メールアドレスに、資料を格納した旨を連絡する。
- 電子メールにて下記の電子メールアドレスに送付する。（フォルダへの格納ができない場合に限る。）

なお、電子メールにて提出する場合、加入申請書の提出に準じてパスワード設定及び連絡を行ってください。

**送付先電子メールアドレス：** contact-dsgapply@cs.jp.fujitsu.com

**【留意事項】**

- (1) 申請を受理後、防衛装備庁情報システム管理室において、申請のあったソフトウェアが防衛セキュリティゲートウェイサービスの運用に支障をきたすおそれがあるかどうかを審査・検証し、承認の可否を決定します。  
なお、審査・検証に必要な場合は、追加の資料の提出を求める場合があります。
- (2) セキュリティ上の観点から、オンラインによるインストール及びアップデートが必要なソフトウェアは承認されません。

**【その他】**

ホワイトリストに記載されているソフトウェアについては、ソフトウェアインストール申請を行う必要はありませんが、セキュリティ上の必要から、インストール作業を行うためにはサービス提供事業者によるシステム上の設定が必要となります。

そのため、インストールに当たっては、ヘルプデスクに連絡の上、その指示に従って行ってください。

また、利用端末にプリインストールされているソフトウェアのうち、業務上不要なソフトウェアについてはアンインストールを行ってください。

### ③ 可搬記憶媒体登録・削除申請

保護システム管理者は、利用端末において U S B メモリや内蔵を含む光学ドライブ等の可搬記憶媒体を使用する場合、可搬記憶媒体登録・削除申請を提出してください。申請の要領及び様式は、防衛セキュリティゲートウェイサービス利用要領（加入企業の保護システム管理者及び利用者向け）をご参照ください。

## 6. お問い合わせ先

防衛セキュリティゲートウェイサービスの加入に関するお問い合わせは、サービス提供事業者が提示する連絡先又は以下の連絡先をお願いします。

防衛装備庁長官官房総務官付情報システム管理室  
電話番号：03-3268-3111（内線 32506, 32503, 32501）  
メールアドレス：dsg-atla@atla.mod.go.jp